

平成23年度5回二宮町下水道運営審議会会議録

日時 平成24年1月12日（木）午後2時15分～3時55分
場所 町民センター（旧社会福祉センター）3階 3Bクラブ室
出席者 小澤宜男会長、古澤正平副会長、原富士徳委員、脇直一委員、小宮進委員、
永瀬文雄委員、岩倉正枝委員、松尾武保委員、添田米美委員
欠席者 深見直美委員、宮本由美子委員、
事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班副主幹、工務班副技幹、業務班主事
傍聴者 3名

1. 開 会（課長）

大変お待たせいたしました。改めまして新年あけましておめでとうございます。
それでは、お手元の次第に添って進めさせていただきます。

本日の出席委員は、定数11名中、9名のご出席をいただいております。下水道運営審議会条例の規定により、半数以上の出席ですので、本日の会議は成立しております。

ただ今より、平成23年度第5回下水道運営審議会を開催させていただきます。
会議に入る前に、審議会の公開についてお諮りいただきたいと思います。小澤会長
宜しく願いいたします。

会 長 本日の会議内容は、公開して問題あるものではないと思われしますので、公開を
したいと思っております。もし、傍聴者がおりましたら入場を許可します。

司 会 本日は3名傍聴者がおります。入室していただきますので、しばらくお待ちくだ
さい。

司 会 傍聴者の方に申し上げます。会議中は、恐れ入りますが携帯電話の電源はお切り
いただきたいと思います。また、私語は控えていただきますよう、ご協力をお願い
します。

それでは初めに、小澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

皆さんこんにちは、今日は大変寒い中、お集まりいただきありがとうございます。
前回、12月20日の第4回審議会には活発なご意見をいただきまして、それに基づ
いての資料を先に、お手元にお配りしました。前もって目を通していただいた中で
審議を進めさせていただきたいと思っております。そして、19日の審議会には皆さんにご
参集いただいて、町長に答申をしたいと思っておりますので、宜しく願い申し上げます。

司 会 ありがとうございます。

それではこれより、会議の進行は条例の規定によりまして、会長が議長となります

ので、宜しく申し上げます。

会長 12月20日に皆様のご賛同を得て、経費回収率57%、使用料単価130円、使用料改定率20.4%でご承認をいただきました。それについて、次回(今回)、どんな案がいいのか、どのようにするのか、を審議していただくことになりました。資料に基づいて事務局より説明をさせます。資料1、参考資料1、参考資料2の説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1をご説明させていただきます。

資料1ですが、前回の審議会において使用料改定について、経費回収率57%、使用料単価130円を目標とすることで決定をしていただきました。それに伴う使用料改定率20.4%になることも、前回の審議会で確認をしていただきました。

そして、改定方法についても、原則として一律同じ改定率、基本料金、従量制単価について、同じ改定率をかけたものを基本とすることで、ご了解いただいております。

ただ実際に、ターゲットとなる改定率が決まった後に、それぞれの単価がいくらになるかを算出した時に、もし、基本料金や少量排水者の単価が過度なものになる時には、若干の調整を行う。

調整を行う際に、二宮町の特徴の一つである多量排出者が限定されるので、これら数少ない使用者にも過度な負担にならないように配慮しなければならない、とのご意見を前回の審議会でいただいております。

それらを基にして、事務局としての案を提示させていただいて、今回、最終的な単価、基本料金を決めていただくこととなります。

資料1の上段の表で説明させていただきます。

こちらは、条例における基本料金、超過した区分ごとの従量制単価1 m^3 当たりの単価を示した表になりますので、その区分に基づいて表を作成してあります。

上段は、2か月あたりの一般汚水で、下水道使用料の基本料金、従量制単価、一番左に現行の料金を記入してあります。

ちなみに、現行料金であれば、2か月あたりの基本料金が使用量16 m^3 までを1,296円(消費税抜き)。16 m^3 を超える分について、16 m^3 から40 m^3 までが1 m^3 ごとに97円加算される。40 m^3 を超えるものについては、1 m^3 ごとに113円加算されることとなります。

以下60 m^3 を超えるものが130円、80 m^3 を超えるものが140円になり、二宮町の一番排水量の大きい区分2,000 m^3 を超える2,001 m^3 からの1 m^3 あたりの単価が184円、が現行の料金体系になります。

その隣、ア～オについては、前回の審議会の決定事項を踏まえたものを案として5案を示させていただいております。

案アについては、現行の料金に改定率20.4%をかけ、小数点以下を四捨五入。一

律すべての階層を同じ改定率にした場合の単価になります。

ちなみに、基本料金が 1,560 円、16 m³を超える最初の 1 m³あたり単価が 117 円。40 m³を超える分については、1 m³あたり 136 円になり、2,001 m³以上が 1 m³あたり 222 円の単価となります。

次に、案イについては、基本料金を変えないで、最初の 16 m³から 40 m³までの単価を 1 円下げた場合に、それ以外の排水量が多い区分から順に調整した場合に、どのような単価になるかを示しています。前提条件としては、一律の料金改定をした場合と同じ使用料収入になるように、平成 22 年度の排水量の実績を基に算出しています。

16 m³から 40 m³までの単価を 1 円下げると、40 m³から 60 m³のところの単価は変更はないのですが、60・80 m³以上で一律改定よりプラス 1 円、200 m³までがプラス 2 円、200 m³以上 1,000 m³までがプラス 3 円、1,000 m³以上プラス 4 円、2,000 m³以上プラス 5 円の調整をすると、一律の料金改定とほぼ同額の使用料の収入総額になります。

次に、案ウについては、基本料金を変えないのは、案イと同じです。最初の 16 m³から 40 m³までの単価について、一律の料金改定より 5 円下げた場合に、どうなるかを検討した結果が案ウになります。40 m³から 60 m³のところの単価は変えない前提になっています。これまでの審議会で、二宮町では 60 m³までの使用者が 8 割を超えるので、多くの方の影響を少なくすることで 60 m³までの単価を変えない、ことで検討しました。

60 m³を超えるものについては、一律改定（案ア）よりプラス 10 円、80 m³を超えるものについてはプラス 11 円、100 m³を超えるものについてはプラス 12 円、200 m³を超えるものについてはプラス 13 円、1,000 m³を超えるものについてはプラス 14 円、2,000 m³を超えるものについてはプラス 15 円の単価の差になっています。このような単価表において、案アと同じ使用料の収入総額になるように検討しています。

次に、案エについては、前回までの審議会で、少量排水者が比較的高齢者の世帯が多いと言い切れないにしても、概ね少量排水者として考えられる。との意見を反映したものとして、一律改定では、基本料金 1,560 円を 1,420 円に抑えています。この 1,420 円は上水道の基本料金と同じ額になっています。

これに伴い、基本料金の 16 m³を超える従量制の単価がどうなるかを検討しています。16 m³から 40 m³までの単価と 2,000 m³を超える単価の累進度、単価の比率をできる限り現行 1.9 に近いものに抑えるように検討しています。

その結果、16 m³から 40 m³まで 121 円になり、一律改定（案ア）に比べて 4 円増になります。案ア（一律改定）に比べ 40 m³を超えるものがプラス 5 円、60 m³を超えるものがプラス 5 円、80 m³を超えるものがプラス 6 円、100 m³を超えるものがプラス 7 円、200 m³を超えるものがプラス 8 円、1,000 m³を超えるものがプラス 9 円、

2,000 m³を超えるものがプラス 10 円、案アに比べて高くなり、使用料収入の総額が一律改定（案ア）と同じになります。

案オについては、案エの考え方を基にして、16 m³から 40 m³までの単価を 2 円（案エでは 4 円）増に抑えた場合に、どうなるかを検討しました。

その結果、単価 16 m³を超えるものは、一律改定（案ア）に比べて 2 円増になります。案ア（一律改定）に比べ 40 m³を超えるものが 5 プラス円、60 m³を超えるものがプラス 8 円、80 m³を超えるものがプラス 12 円、100 m³を超えるものがプラス 12 円、200 m³を超えるものがプラス 15 円、1,000 m³を超えるものがプラス 17 円、2,000 m³を超えるものがプラス 18 円、1 m³あたり 240 円となるような料金体系になれば、使用料収入の総額が一律改定（案ア）と同じになります。

この表は、どこかを 1 円変えれば、他のところを 1 円、2 円、3 円と変化し、使用料の総額が一律改定と同じになることを検討すると、何案かできますが、全体のバランスを考慮し、案ア～オを提示させていただきました。

この案ア～オの単価を使用した時に、実際に 2 か月あたりいくら支払うようになるかを次の参考資料 1 にまとめてあります。

条例では単価表は消費税抜きになっておりますが、実際に皆さんが支払うのは、消費税込みですので、この表は消費税込みになっています。

現行において、仮に 2 か月あたり 40 m³を使用した場合、二宮町の使用料は、現行では 3,805 円。これが案アからオになりますと、案アでは 4,586 円になり、現行と比較して 781 円の増、案イでは 4,561 円になり、現行と比較して 756 円の増、案ウでは 4,460 円になり、現行と比較して 655 円の増、案エでは 4,540 円になり、現行と比較して 735 円の増、案オでは 4,489 円になり、現行と比較して 684 円の増になります。

各欄ですが、金額とカッコ内は現行からどのくらい増になるか。その下のパーセントは現行から何パーセントの増になるか、改定率とみていただきたい。

それぞれが、使用料総額と排水量のバランスで見た平均改定率が 20.4% となるようになっています。

この表では、40 m³付近では、大きな差は出ませんが、1,000 m³を超える排水量の区分では、適応する単価表が異なることにより、それぞれ差が出てきます。つまり、1 件あたりの、例えば 20 m³の方の小さな差であっても、件数が二宮町は多いことと、2,000 m³を使う方も、20 m³の部分が含まれるので小さな積み上げが大きくなり、それらを補填する調整を行うとすれば、2,000 m³、3,000 m³と使用される排水者への負担の割合が多くなることになります。

その辺を加味していただいて、アからオの中で、どの単価が適当であるかをご審議していただきたいと思います。

そして、参考資料 2。近隣の単価の形態と言いますか、基本料金を超えた最初の

1 m³の単価。二宮町の一番排水量の多い区分 2,001 m³以上の部分での 1 m³の単価。また、自治体によっては、2,000 m³を超えた、例えば、3,000 m³以上で料金区分が違ふことがあるので、その自治体での最高単価を表としてまとめてあります。

実際に、累進度として話をさせていただいているのは、最小単価と最高単価がどれだけの比率になっているのか、が累進度です。

二宮町と比較する上では 2,001 m³の部分で、最小単価とどのくらいの比率になっているのかを検討していただくのも一つかと思えます。そして、今回、単価案をつくる際に、それぞれ 2,000 m³を超えるもの、一律改定では 222 円となっていますが、小田原市の 2,001 m³の単価と同額の位置になり、最小単価は小田原市よりも低くなっています。

240 円あたりを上限として考えたのは、近隣の伊勢原市、茅ヶ崎市、平塚市が 230 円前後であること、愛川町は 235 円が 2,001 m³の料金の単価としてあるので、そこより、大幅に高い設定は、近隣の状況を見てふさわしくないということで、今回の案の提示になりました。以上です宜しくお願ひします。

会長 事務局より、資料 1、参考資料 1、参考資料 2 の説明がありました。アイウエオの 5 つの案を事務局で練ってもらいました。その中でどの案がよいか、皆さんのご意見を伺わせていただきたい。

委員 よろしいですか。説明の中で、アからオまでが同額の使用料とする、という意味が分からなかった。それと、このアからオまで各単価でやると総収入が違ってきますよね。総収入はいくらになりますか。

事務局 前回の審議会で、経費回収率を 57%と決定をいただいたところです。経費回収率を 57%にするための使用料収入、総額、実績を基にして 20.4%の増が必要であることとなります。使用料総額は若干の誤差はありますが、一律改定した場合の案アと同額を確保できるようにイウエオを設定しています。その実績は、平成 22 年度の排水量を基に、算出しています。

平成 22 年度の排水量（使った水の量）163 万 8700 m³になります。その時の使用料が 1 億 7 千 7 百 86 万円です。これに、改定率 20.4%増にした場合が 2 億 1 千 3 百 81 万円になります。各単価に 20.4%ですので、端数処理の関係がありますので、若干の誤差はあると思いますが、基本的には 2 億 1 千 3 百 81 万円を概ね使用料収入として確保できるように、案イからオについても設定しています。額にすると 3 千 6 百万ぐらいの増です。

委員 確認ですが、1 億 7 千万円の使用料収入がある。単価全部に 20.4%をかけると 3 千 6 百万ぐらいの増収になる理解でよろしいですか。2 億何千万円は足して、合計ですね。アからオまでどれを使っても、増収額は 3 千 6 百万ぐらいになり、合計 2 億 1 千万円になる。

委員 基本料金の件ですが、1,491 円で上水より高くなるとのことですが、近隣の市町

でも上水より下水道のほうが高いのですか。

事務局 自治体によって違いますが、小田原市については上水より下水道のほうが高いです。県営水道の基本料金より高い市町を挙げます。大井町 1,596 円、箱根町 1,596 円、真鶴町 2,900 円、湯河原町 2,216 円、横須賀 1,743 円、鎌倉市 1,495 円、小田原市 1,901 円、三浦市 1,785 円、伊勢原市 1,543 円、座間市 1,630 円、以上が県営水道の基本料金より高い市町です。

委員 仮に 20 m³使った場合に、アの例を見ますと 2,129 円になりますよね。上水より高いことになりますか。

事務局 20 m³の場合は、2,028 円になりますので、下水の方が 100 円ほど高くなります。ただし、県営水道の料金体系では、各水量（階層）によって単価料金が分かれています。従量料金の中で 101 m³以上の単価が上水の場合はすべて 294 円になっています。二宮町の場合は、一律の場合でも 2000 m³で 222 円ですので、その違いが出てきているとお考えいただきたい。

委員 二宮町で一番使用水量が多いのは 40 m³前後ですよね。上水より高いと皆さん知った時に、理解が得られるか、どうかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

事務局 今、40 m³というお話がありましたが、下水の一律の金額が 4,586 円、上水の 40 m³の金額は 4,790 円になり、僅かですが水道の方が高いことになります。このような組み合わせは、いっぱいできてしまいます。基本が一律の改定を基本とさせていただいておりますので、このような結果になります。

委員 利用者が上水と下水の利用料金が、だんだん均衡するようになり、いつかは逆転するようになると思うが、次回検討するその時に利用者に理解を得られるか、どうか気になります。

会長 上水が利用料金を上げない限り、下水道料金が上げれば逆転するのではないですか。

委員 130 円を目標とするとのことですが、どういう考え方で 130 円ですか。

事務局 使用料単価は、使用料収入を排水量で割ったものですので、1 m³あたりいくらの収入になるか、単純化した一つの目安です。それが現行 108 円になり、130 円にすることが皆さんに決めていただいた経費回収率 57% を目指す上での単価になります。それが 130 円の意味です。

委員 そのことを、分かり易く説明していただければありがたい、と思います。

委員 今日のポイントは、アからオの中でどれがよいかですか。

その前提ですとアイウとエオの違いは、先ほど説明がありましたが、16 m³までの改定率が違いますよね。アイウは単価に 1 円と何円かの違いがあります。そして、16 m³から 3,000 m³まで使っている、私、参考資料 1 を見ていますが、アップ率がイウだとアに比べて、最後のところ 20.4、22.6、28.4 と違っていていますね。

端的に事務局が何をねらって、基本料金を変えているのかとか、要するに、少な

い方を配慮していると思うが、もう一度確認させていただきたい。

基本料金のところは水道と合わせている考え方なのか、それとも、基本料金は20.4ではなくて、もう少し下げっていく数字ですよね。それは、何をねらっているのか。

事務局 前回の会議の中でも、ご意見をいただいたのですが、基本料金を下げているのは、若しくは、16 m³から 40 m³までの金額を一律より下げているのは、少量排水者への配慮ということで、このような単価になっています。

当然、少量排水者に配慮することは、多量排水者に影響が出てきます。多く使われる方にしわ寄せがいくことになっています。その影響が大きいのか、このくらいならご協力していただけるものなのか、その妥当性を見て判断させていただきたい。

会長 差をつけるべきなのか、一律でいくべきなのか。差をつけるならどのくらい料金に差をつけるのか。

ただ、多量排水者は二宮町には、何社もないので、そこに大きな負担をかけていいのか、という考え方もありました。

委員 行政的な配慮をするとなると、いままでの改定の時の議論として、また、議会の要望として「配慮をしろよ」と言う声が多かったのか、知りたい。

いままでは、前回の改定は、一律なのか。基本料金は少しパーセントを落としたのか。

会長 一律です。

委員 その一律の時に、意見若しくは町民の声として「配慮をしろよ」と言う声が多かったのか、議会で論戦があったのか。

会長 「配慮をしろよ」と言う声よりも、上げ幅の点で捉えた。そんなに大きく上げないで、できれば低く抑えて、そして皆さんに一律に負担を願おうということで8%と、低い数字に抑えたのが実情です。

委員 意見ですが、私は基本料金を20.4に近い数字の方が、後々、使用量の多い方はいろんな工夫され、リサイクルされますので使用量が減ってくるので、事業の資金を調達するには、やはり、広く多くの方に負担をお願いしていただくのが良いと思う。

経営を安定的にやるためには、行政としての配慮も必要かもしれないが、基本料金はそれなりにとって、経営を安定させていただくのが私の意見です。オ・エよりイとかウにされる方がいいと思う。

会長 今、ご意見がありましたので、皆さんで・・・・・・どうぞ。

委員 私は、この前、少量排水者に対しての配慮をお願いしましたので。できれば、前回の改定率が8%と一桁の上げ幅でした。今回20%と比較的高いので少量排水者に相当、影響が出るとお思いますので、できれば、基本料金に配慮をお願いします。

会長 そうすると、エですか。

委員 オです。

会長 オですか。使用料を多く使った方より多く貰え、ということですね。

委員 企業等について、こういう言い方がいいかどうか分かりませんが、費用については必要経費で処理できるので、より影響の大きい少量排水者に対しての配慮をお願いしたい。

委員 私もオですが、排出量の多い方に負担がかかり過ぎるのではないかと。先ほどお伺いしましたが、水道だと 200 m³を超えると同一単価とのことですが、やはり、高くした場合に節水意識を高めることになり、使用水量が少なくなり収入も減るのではないかと、との懸念もあるし、累進度としては、2.0 ということで平均から見ると、さほど高いと思えない。広く全体という考え方で私も・・・

委員 水道は確か家事用はそうかもしれないが、工業用は 1,000 t とか 10,000 t 以上・・・
事務局 私が水道料金の体系を説明したのは、一般家庭用のものを説明しましたので、事業系の単価については所長が言われたとおり、もう少し高めに設定されています。

委員 今、二宮町が酒匂川の左岸に接続していますよね。その設備の能力と現状の最大流入量がどういう比率になっているか知りたい。それがいっぱい、排水量が多くて、増設しなければならない状況なのか。現状の水道の給水量をみると、使用水量は下がってきている。水道の使用水量が下がれば下水の処理量も下がる。多いから値上げる理由が弱くなる。

委員 公社ですが、その辺の話ですが、一般的に処理場は、一日のうちで最大でみている。例えば、日中の 10 時頃洗濯の 때가、一番下水の量が増える時に合わせて処理場を作らないとパンクしてしまいます。雨の日は雨水が入ってきます。通常の晴天時の 1.3 倍くらい増える。それに合わせて処理場を作りますので、晴天時だけの流入量をみていると、余裕があるように見えますが、けれど、下水は最大の量に合わせないとマンホールからあふれてしまいます。

事務局 汚水量の件ですが、最大量で施設は計画しています。酒匂川流域の数字を申しますと 1 日最大で 22 万 8 千 m³で、1 日平均で 18 万 1 千 m³。この差が不明水等に対応するための水量です。

委員 今、料金をどれから選ぶかになっているが、オにした場合に 2,000 m³以上が二宮に何社対象になるか分かりませんが、29.6%から 29.7%、3 割の値上げになり、利用者から反発がこないでしょうか。対象業者は少ないと思いますが。

私は制度としては、オが一番いいと思っている。基本料金をなるべく上げずに少量排水者の負担を少なくしたいと思っている。その場合に、2,000 m³以上は極端な値上げになってしまいますので、いかがでしょうか。

事務局 委員の言われたとおり、今回料金体系の案を設定する上で、まずは、一律を基本にして、少量排水者の配慮の仕方の方の方法を考える上で基本料金を下げる、その水準は先ほど委員が言われたように、上水道との兼ね合いではどうか。との意見が出るのではないかとということで、上水道と同じ基本料金で考えるようになっています。オの場合ですが、2 か月で 2,000 m³を超えるところは、二宮は全町で 1 社だけです。

そこに、どの程度の負担をお願いするか。逆に、ある程度は広く、皆さんに負担していただくにしても、若干でも、少量排水者に配慮することは、1社に負担がいつてしまう可能性をここに示させていただいています。その辺を含めて、あまりにも負担が大きいのではないかと、というのであれば、この案ではなく、他の案を検討することも必要かと思えます。ただ、色々な考えを示すということで、この案を提案させていただきました。

委員 先ほどより、少量排水者に配慮することの考えですが、少量排水するから基本料金を低くするのも一つと思う。実際のところは支払能力にかかってくると思えます。少量排水者イコール高齢者（世帯）になると思うが、われわれ年金受給の年代になると・・・高齢者だから少量排水者だから支払金額を配慮する必要があるかどうかは疑問を感じます。

委員 今のお話ですが、配慮するのは必要だと思えますが、少量排水者だから支払能力がないと、イコールがどうか。単身のサラリーマンでアパートの一人暮らしは、少量の可能性はある。政策的にとか、福祉として配慮するのは皆さん分かると思うが、単に少量だから配慮するとなっていていいか。

委員 そうですね。私もそこに問題があると思えます。

委員 それと1,000 m³以上の会社は、どのくらいありますか。

事務局 11月の審議会の資料ですが、2か月間で2,000 m³以上1社、1,000 m³以上10社、200 m³以上30社位です。

委員 今、少量排水者に対しての配慮はあまりと言う話がありましたが・・・少ない水で生活していることは、生活エリアが狭いのだと考えています。そのためにも、なるべく、利用水量が低いところには、配慮をしていただければと思います。

会長 アイウエオとありますが、アが一律、配慮するとのことは、エオとか、その中で20.4%ほどの辺にあたるかという50 m³です。2か月あたり、20.6ですから。それより低いのがオで60 m³です。

それをどう考えるか、前の資料で60 m³から80 m³使っているのが750箇所、81 m³から100 m³使っているのが300箇所という数字が出てきています・・・2,000 m³以上が1箇所・・・このような資料の中から、どこをどのように捉えるか。

まず、皆さんに決めていただきたいのは、少量のご家庭については低く抑えるべきだと、お考えの方はどのくらいいられますか。

はい、分かりました。手を上げられなかった方は一律だと思えます。議論を色々させていただきましたので、決めさせていただきたいと思えますが、低く抑えることは、エとオですね。

委員 その前に、お聞きしたいが、下水道の安定的な経営からみると、多量排水者が多い方が安定すると思うが、多量排水者がもし町外に出て行った場合、節水した場合には、今後、町の経営は安定しますか。経営が成り立たなくなるのではないかと。

会長 それと、多量に 60 m³以上使うのは業者、一般家庭ではなくて、業者が多いのではないかと思うが、ほとんど接続してくれていけばよいが、値上がりによって接続しない。

上水を、多量に使う業者、魚や料理屋などは、料金体系が変われば接続するのをやめた、という考え方になるかどうか。

委員 おそらく滞納者が増えるのではないか。二宮町の下水道の経営が安定しなくなるのではないか。その方が心配です。

委員 二宮町の下水道は、もともと、多量排水者はいないです。工場があるわけではない、一般住宅が利用者の概ね 90%ですから、そこから不満なく料金を徴収するか、ですから、大都会を参考にはできないと思います。

委員 大量という言葉が悪かったと思いますが、40 m³以上使う人と言ってもいいが、あまり上がるようでは滞納するのではないか。

委員 滞納すれば上水を止められるのではないか。

委員 水道と下水の料金を請求していて、4ヶ月支払がない場合は最終的には給水を法律に基づいて停止します。そのことにより、水道と下水の料金が支払われます。

委員 政策的な配慮をすることは、誰でも望むことです。配慮すれば多量使用者の率が上がりますね、納得してもらえるか。経営の安定で節水されれば収入は思いどおりには入りません。料金改定すると思ったより収入は減ります、減収になります。

率と金額でね。500 円上げてください、と。8%、20%上げてください、とでは、先ほど委員より発言がありましたが、20%は今の感覚では高い。それを、どうするか・・・。

事務局 いままでいろいろなご意見をいただき、今回の案の中で、基本料金部分の額が上がれば、経営基盤は間違いなく安定します。ただそれではなく、原則、今の使っている量に応じた負担ということは、基本料金から従量制単価を含めて一律の改定が一つの基準ではないか、とのご意見が前回ありました。

パーセント、改定率ではどうか、確かに 20%は高いので、ただ、実際の金額ではどうか。参考資料 1 で、皆さんのご家庭で、例えば、案アの一律の改定で 30、40 m³のところ、2 か月 700・800 円とするならば、1 か月 300、400 円の負担をどう感じるか。

少量の利用者の配慮をスタートとして考えるか、全体で負担することをスタートとして考えるかで、アを基準として、イウとエオの 2 通りを示させていただきました。

前回の改定は、改定率・パーセントで議論が進んだ経緯がありますが、今回はどの程度の経費回収率にするか、負担がいくらなら妥当なのかで議論を進めていただきましたので、参考資料 1 の中で、今と負担の増える金額で検討していただければ、少量排水者の配慮と多量排水者への過度の負担かどうか、改定の方向性の帰結になるのではないかと思います。

会 長 90 m³から 100 m³は 25%近く、後は 30%、それでよいか。低い人に配慮となると基本料金は 1,638 円 20.4%と変わらないが、70 m³の人達が 20.2%と平均より低く抑えているとの考え方もある。ですので、どこで、どのように判断するか。

業者でも個人でも全部平均で徴収するのが妥当ではないかとの考え方もある。どちらをとるか。多量使用者だからと 30%も上げて、徴収することができるか。難しいと思う。

委 員 二宮町の場合、事業系の利用者は月 50 m³位以上ですか。それとも、もっと上ですか。個人で月 50 m³使うのはかなり、使うようですか。

事務局 月 50 m³ですと、2 か月 100 m³なので、手元に資料がないので正確には言えませんが、あくまでも、経験上ですが家庭用で 100 m³を超えるのは少ないと思います。

事業系で使っている方は、概ね 100 m³以上は小規模の店舗、事務所等がほとんどかと思えます。

委 員 いいですか、平均 40 m³を割っています。2 か月で家事用は 40 m³、38 m³が平均な家庭です。それを基に、下水道料金を請求しています。ここの平均の 40 m³ところが対象です。

先ほどの話しで、2 か月で家事用は 70 m³、80 m³の人も見られます。後、営業している方で、飲食、クリーニング、美容の業種の方は、やはり、使われています。その上、上水の場合は、単価は違ってきますので、その負担をさせていただいています。値上げとなりますと、声は厳しくなります。

委 員 必要経費で落とせても、厳しくなりますか・・・。

委 員 値上げですから。ないのが一番いい。

委 員 配慮することはいいのですが、率がバラバラになると、該当する人になると、なぜ他より高いのかを、どう説明するのが難しい。苦勞するところだと思います。

会 長 二宮町では、有限会社は少ない。個人経営の人たちだと・・・。

委 員 例えば、一般的にはラーメンをすぐに 700 円を 750 円に値上げはできないのではないか。その意味では、家事用の方を上げるのは大変だし、やだし、工場・大型スーパーもやだし、小規模の店舗、事務所等もやだし、でも、どれでいくのが一番いいか。

会 長 大分ご意見も出ましたので、私の考え方を言わせていただくと。一つは、皆さんから平等にいただくのが一番かな。その次、配慮するなら基本料金を同じですが、上げ幅が違う 30 m³、40 m³、50 m³の人達は 20.4%ではなく、低く抑える。この辺が配慮していると捉える。

大量に使う人達は、2,000 m³、20.3%に対して 22.3%ですよ、そう大きな開きはないのではないかと、私は考えます。この辺で、できれば決めたらどうかと思います。アカイかで、お考えいただけませんか。だから、考慮しました、使用量の少ない世帯、想像ですが老人世帯等が多いのではないかと。その世帯については 20%いただ

きません。19%。20%近い数字になりますが、このような形でどうでしょうか。いかがでしょうか。

賛否をとらして、いただきます。

アの平均で、一律で。平等である。挙手をお願いします。

平等は反対。

次にイの方、6人。後2人は違いますが、多数決で、イで決めさせていただいていいですね。

いろいろご議論をいただきましたが、若干でも差をつける。使用量の少ない世帯は老人世帯が多いと推測されるので、考慮することで、イを採択させていただくことで決めさせていただきましたので、宜しくをお願いします。このイに基づいて答申書を作成していただきたい。

次に答申案の内容について、前もって見ていただきましたので、ご意見をいただきたい。内容についてご意見がありましたらお願いします。それでは「はじめに」よりお願いします。

事務局 事前に委員よりご意見をいただいております。下水道は現在の生活環境の改善もあるが、将来の子供達のために良くすることもあるので、そのような文言も入らないか。とのご意見をいただいております。その辺は意見として受けたいと思います。ただ、答申書の全体のバランスの中で検討させていただきたい。改定に向けての周知、広報等の中で、重要な意見なので取り入れたいと考えています。

会長 これについては、答申書の中で取り上げたらどうですか。

委員 なぜ、そのようなことを申し上げたかは、この文章でもいいのですが、主婦・母親・女性の立場から、子供達、地球環境等の言葉が入ると、下水道を身近に感じるのではないか。と思いました。

会長 どこかに入れられると思います。

委員 「はじめに」の中で、下水道はこういう大切なインフラです。の中に入れてもらえば良いと思う。

会長 文書にして残してもらった方がよいと思う。

1頁がなければ、次の2頁目「下水道使用料の対象経費の考え方について」「下水道使用料の体系について」何かありませんか。いいですね。次の3頁目「下水道使用料の改定について」どうですか。

委員 真中辺の類型団体57%は、大きな判断材料だと思いますが、簡単に説明もなく類型団体とあると分からないのではないか。

事務局 類型団体が分かるような形で、最終案で検討させていただきます。

会長 「下水道事業の健全経営について」はどうですか。よろしいですか。次の4頁目の「要望事項」について、この中で先ほどの意見を入れるか、どうか。

事務局 ここか、先ほど委員が言われた、大きい目的なので「はじめに」に入ってもいい

と思います。

会 長 「はじめに」の中に入れることで、考えて貰っていいのではないか。

要望事項はこれでいいですか。答申の案について、いくつかご意見がありました。それを踏まえて再度、作成をしたいと思います。また、皆さんに見ていただくのは時間的にも無理ですので、大幅な改定ではありませんので、私に一任していただいて、事務局と相談して、ご意見を踏まえた文書に訂正させていただきます。宜しくお願いします。

事務局 会長前後しますが、資料1の中で、下に公衆浴場汚水がありまして、現行1 m³あたり5円です。これにつきまして、これも今回の改定を反映させるか、見送りとするか。現状、二宮町内に公衆浴場はありません。改定すると1円上がり6円になります。これについて、改定の対象とするか、ご審議をお願いしたい。

会 長 将来的に二宮町に公衆浴場ができるとは考えられないが、改定にあたっては同じようにやった方がいいですよ。6円にして。

事務局 よろしいでしょうか。それでは、反映させていただいて、6円にすることで改めさせていただきます。

それと、次回、町長に答申する前に、答申書を確認していただいて押印していただくようになりますが、ご氏名に間違いがないかの確認をお願いします。

会 長 いかがですか。他に

委 員 先ほどから、値上げの問題でお話がありますが、接続率が落ちるのではないかと心配の意見がありました。答申書の最後の要望事項(3)「接続率の向上による使用料の増収」がありますが、事務局がいろいろ努力されていることに感謝いたします。私なりの考え方を申しますと、家の建て方、道路に面する状況により接続率が異なるのではないかと。と思いますので、接続されている家の状況を参考にして、道路に接続する距離が短い家に対して、できるだけ力を注いでいただければ、接続率が上がるのではないかと思います。参考にしていただければと思います。

事務局 次回、6回目は1月19日(木)午後2時、役場第1会議室で開催させていただきますので、宜しくお願いいたします。

会 長 大変長時間にわたり、ご意見をいろいろいただき、ありがとうございました。この案に基づいて、19日には町長に答申したいと思います。是非皆さん欠席のないようにお願いします。